

職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第7号

職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則（昭和38年岩手県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与簿の種類)</p> <p>第4条 前条第2項に規定する給与簿は、勤務実績報告書(様式第1)、勤務記録簿、職員別給与簿(様式第2)及び基準給与簿(様式第3)から成るものとする。</p> <p>(給与支給機関等に対する通知)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 第1項から第3項までに規定する通知は、人事異動通知書の写し<u>その他</u>支給規則第3章に規定する給与に係る届及び帳簿<u>その他この規則及び</u>支給規則に定める様式の写しをもってこれに代えることができる。</p> <p>第15条 削除</p> <p>第16条 基準給与簿の様式は、第4条の規定にかかわらず、期末手当及び勤勉手当の支給に際しては、様式第4をもってこれに代えることができる。</p> <p>2 給与支給機関は、第4条の規定にかかわらず、特殊勤務手当、超過勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜勤手当、休日給、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給に際しては、第8条の規定により送付された勤務実績報告書をもって基準給与簿に代えることができる。</p> <p>3 給与条例等の改正若しくは昇給等の遡及発令又はそのいずれもが同時に給与支給の原因となる場合に限り、給与支給機関は、第1項に規定する様式の内容を考慮して別に当該給与に係る基準給与簿の様式を定めることができる。</p> <p>(給与支給明細書)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 給与支給明細書の様式は、別に定めるところにより所属機関の長が定めるものとする。</p> <p>(支払監理の結果の報告等)</p> <p>第23条 給与監理員は、支払監理の結果について給与支払監理報告書(様式第5)を作成し、支払監理の終了後速やかに人事委員会事務局長を経て人事委員会に提出しなければならない。</p>	<p>(給与簿の種類)</p> <p>第4条 前条第2項に規定する給与簿は、勤務実績報告書、勤務記録簿、職員別給与簿及び基準給与簿から成るものとする。</p> <p>(給与支給機関等に対する通知)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 第1項から第3項までに規定する通知は、人事異動通知書の写し<u>又は</u>支給規則第3章に規定する給与に係る届、<u>帳簿その他の</u>第4条に規定する給与簿若しくは支給規則に定める様式の写しをもってこれに代えることができる。</p> <p>第15条及び第16条 削除</p> <p>(給与支給明細書)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>(支払監理の結果の報告等)</p> <p>第23条 給与監理員は、支払監理の結果について給与支払監理報告書を作成し、支払監理の終了後速やかに人事委員会事務局長を経て人事委員会に提出しなければならない。</p>

い。

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1から様式第5までを削る。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。